

# 平成17年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成17年12月26日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大曲仙北広域交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成17年12月26日(月)午後3時27分 開会  
1. 平成17年12月26日(月)午後4時45分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1 番	橋本五郎	2 番	大野忠夫	3 番	佐藤峯夫	4 番	伊藤福章
5 番	杉沢千恵子	6 番	金谷道男	7 番	藤原万正	8 番	泉 繁夫
9 番	石塚 柏	10 番	本間輝男	11 番	佐藤宗善	12 番	武藤 威
13 番	渡邊秀俊	14 番	佐藤文字	15 番	田口喜義	16 番	熊谷良夫

計 16 名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者	栗林次美	副管理者	石黒直次	副管理者	松田知己
副管理者	佐々木康雄	収入役	久米正雄	監査委員	坂本昇一
事務局長	小松啓祐	管理課長	後藤兼武	消防長	里見喜代治
大曲消防署長	佐藤富男	角館消防署長	高橋庄孝	消防総務課長	伊藤和美
後三年更生園長	進藤恭助	角間川更生園長	佐藤仁志		
角館広域交流センター所長	西根博和	介護保険事務所長	逸見博幸		
管理課副主幹	伊藤忠彦	管理課主席主査	菅尾 修	管理課主査	久米 正

1. 会議の書記は、次のとおりである。 管理課 伊藤 忠彦

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第 7 号 専決処分報告について(平成17年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算(第1号))
- (2) 議案第29号 大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第30号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- (4) 議案第31号 平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第32号 平成17年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (6) 議案第33号 平成16年度決算認定について

議 長 | (橋本五郎君)  
| これより平成17年度第2回仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。  
| 管理者から招集のあいさつがあります。栗林次美君。  
管 理 者 | (栗林次美君)  
| 本日、平成17年第2回大曲仙北広域市町村圏組合定例会を招集いたしましたところ、大変悪天候の中ご参集を頂きまして誠にありがとうございます。  
| 各案件をご協議頂く前に、簡単に諸般の状況についてご報告させていただきます。

当組合の特別職の就任についてご報告申し上げます。欠員となっておりました当組合の収入役に、組合規約の規定により、大仙市助役の久米正雄氏が12月26日、今日付で就任いたしております。

次に、消防関係についてであります。

アスベスト対策に係わる改修工事につきましては、神岡・南外両分署とも11月25日から改修工事に入り、12月28日に工事完了の予定であります。また、南外消防分署に配備する救急車については、12月26日に納車となっており、12月28日から運用開始としております。

次に、後三年更生園についてであります。

更生園の改築事業につきましては、県とも改築に向け協議を進めておりますが、改築事業が19年度となった場合を想定しますと、当面建設用地について解決することが急務であるとの認識のもと作業を進めております。

建設用地については、更生園に隣接する実習用地約4,600㎡に加え、隣接する農地2,100㎡を取得することといたしました。なお、農地については地権者からの承諾をいただいております。

また用地造成については、18年11月末までに完了したいため、去る12月1日に地形路線測量及び地質調査費について補正予算の専決処分をさせていただきました。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

なお今後の大きな課題といたしましては建築事業につきましては、県と協議の上早期に議会に報告できるよう努めて参ります。

次に、介護保険事業についてであります。

現在、第3期介護保険事業に係る保険料の改定作業をすすめておりますが、保険料の算定にあたっては、保険給付額が基礎となる給付額が年々伸びている状況であり、保険料基準額の引き上げは避けられないものと考えております。

算定にあたっては、サービスの利用量、施設整備、制度改正による新たなサービスの増加、介護予防のための事業など、様々な要因が組み合わさって保険料の上げ幅が決まってくるものでありますが、その費用等を加味した上で介護保険事業計画策定委員会において、保険料算定の検討をいただいているところであります。

次に、介護保険事務所の移転についてであります。移転先を検討して参りましたが、仙北総合支所の3階を使用することで準備を進めております。移転時期は来年2月末を目途とし、1月下旬から移転工事に取りかかるため、工事にかかる経費について予算の補正をお願いするところであります。

以上、ご報告申し上げますが、これから上程議案について事務局から説明させますが、今回上程する議案は6件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

議 長 (橋本五郎君)

これより本日の会議を開きます。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

それでは日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により議長において、5番杉沢千恵子君、6番金谷道男君、7番藤原万正君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

それでは日程第3 「報告第7号 専決処分報告について（平成17年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長 （小松啓祐君）

「報告第7号 専決処分報告について（平成17年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

後三年更生園の改築に伴う補正予算の専決処分報告でございます。更生園の新築事業につきましては、用地の造成について平成18年11月末までに完了したいため、地形路線測量及び地質調査等関連経費について予算の補正を専決処分したものであります。

それでは後三年更生園特別会計補正予算第1号の内容についてご説明申し上げます。

補正予算書（12月専決）の1ページをご覧になっていただきたいと存じます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ409万円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億4,013万5千円とするものであります。

歳入歳出予算書の事項別明細書の6ページをご覧願います。歳入4款1項1目「繰越金」409万円の増額であります。新築関連経費分を前年度繰越金から補填するものでございます。

次の7ページをお願いします。歳出2款1項1目「事業費」409万円の増額であります。事業費の内容ですが、新築関連事業経費の地形路線測量197万5千円、地質調査費が211万5千円の、合計409万円の増額でございます。

以上、後三年更生園特別会計補正予算についてご説明申し上げましたが、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 （橋本五郎君）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。

これより「報告第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 「議案第29号 大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長 （小松啓祐君）

「議案第29号 大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正理由であります。へい獣の運搬処理を委託しております業者を、岩手県の太田油脂産業株式会社から、同じ岩手県の東北化成事業組合に変更したことに伴いまして、家畜の種別、月齢区分及び使用料の額を改めるものであります。

改正内容については、お手元の別表第1に記載のとおり、従来馬と牛を同種別としていたものを別種別に改め、馬、牛、豚、めん羊、山羊の月齢区分に改め、それぞれ使用料の額を改めるものであります。なお使用料の改定につきましては、平成12年の4月に改定以来、5年ぶりであります。改定については県南の各4広域とも協議をいたしまして、18年度から改正することといたしております。

この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)  
これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

議員 (佐藤文子君)  
はい。14番。

議長 (橋本五郎君)  
はい、14番。佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)  
通告をしておりますけれども、この条例改正案は利用者にとっては相当負担増となる、いわゆるこれまでの利用料、使用料よりもそれぞれ倍以上の金額になるものであります。先般11月の臨時会の時には処理手数料の引き上げが行われたばかりでありますので、この2つの使用料・手数料を合わせますと相当な金額になるというふうなことで、少々問題があるのでないかと思いましたが、この金額、この倍以上に設定した今回の使用料というふうなもの、県南の広域で皆上げるような説明がありましたけれども、金額的にもこの様な金額に他の町村、回りの町村もやっているのかというふうなことが1点、それからこの処理料、いわゆるこのへい獣の処理については、この秋田県内にそういう処理施設がないということで高額な運賃をかけて他県にお願いせざるを得ないこの実態を、この秋田県内にそうした施設を設けるという、欲しいというような提案というか、そうした依頼をされた経緯があるものかどうか、そのほうをお聞きしたいと思います。

議長 (橋本五郎君)  
答弁願います。局長。

事務局長 (小松啓祐君)  
はい。使用料の料金改正については大幅な改正になってございますが、県南4広域を比較いたしますと、大曲仙北広域が一番低い値上げ幅でございます。本荘由利あるいは湯沢雄勝の方は当広域よりもかなり高い、倍近い使用料で値上げを設定してございます。あともう1点。秋田県内に施設がないわけでございます。県の方に当広域の方としても、今回処理業者の変更になったことに伴いまして、再三県内にも処理施設をということで、できれば県南ブロックに1カ所くらいということで、県のほうに再三要請はしてございます。以上、簡単でございますが以上でございます。

議長 (橋本五郎君)  
14番、佐藤文子君、よろしいですか。

議員 (佐藤文子君)  
わかりました。

議長 (橋本五郎君)  
他に。  
(なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

議員 (佐藤文子君)  
はい。

議 長 (橋本五郎君)  
 議 員 はい、14番。佐藤文子君。  
 (佐藤文子君)  
 はい。私はやっぱりあの、16年度の決算のセンター使用料と処理手数料を見まして、一応豚、牛のところでこれまでの利用金額に沿って割当てますと、1年間に400頭くらいの使用されている施設であるというふうに見ました。いずれそれだけの頭数を扱っている農家の皆さんがどれだけいるのかということ、さしたるそんなにいない、畜産農家というのは本当に少ないわけですので、そういう方々がこういうセンターを、施設を利用するということに、これだけ1頭につき倍以上の使用料を賦課するというのはいかなるものかというふうなことで、やはり今回は私は賛成しかねるということ  
 議 長 (橋本五郎君)  
 他に。  
 (なしの声)  
 これにて討論を終結いたします。  
 これより「議案第29号」を採決いたします。  
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決  
 議 員 (ちょっと。反対討論があったので手を挙げるとか何かで採決が、立つとか・・・)  
 議 長 (橋本五郎君)  
 はい。もとえ。  
 これより「議案第29号」を採決いたします。本案の採決は起立によって行います。  
 本案に賛成の方、起立をお願いします。  
 賛成多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
 事務局 日程第5「議案第30号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題といたします。  
 提案理由の説明を求めます。局長。  
 (小松啓祐君)  
 「議案第30号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」ご説明申し上げます。  
 一部変更における当広域組合関連の関連する内容については、平成17年9月20日から角館町、田沢湖町及び西木村を廃し、その区域をもって仙北市が設置されたこと。また同年9月19日をもって角館、田沢湖町、西木村及び角館町外2か町村公衆衛生施設組合を秋田県市町村総合事務組合から脱退させるとともに、同年9月20日から仙北市として同組合に加入させるものであります。  
 地方自治法第286条第1項に基づき、同組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、同組合規約の一部を別表第1第2の規約新旧対照表記載のとおり改める必要があるため、地方自治法第290条の規定により当議会に報告し、議決を要するものであります。  
 以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。  
 議 長 (橋本五郎君)  
 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
 (質疑なしの声)  
 質疑なしと認めます。  
 これより討論に入ります。討論ありませんか。  
 (討論なしの声)  
 討論なしと認めます。  
 これより「議案第30号」を採決いたします。  
 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第30号 平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」、日程第7「議案第32号 平成17年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長

(小松啓祐君)

議案第31号から議案第32号まで一括してご説明申し上げます。

初めに「議案第31号 平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

今回の補正は消防ポンプ車購入費国庫補助金減額分の補填と人事異動に伴う事務局管理課及び消防部局の人件費の補正でございます。補正予算書の12月補正、1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ500万5千円を減額し、予算の総額をそれぞれ24億3,255万7千円とするものであります。内容については歳入歳出予算書の事項別明細書により説明をいたします。6ページをお願いします。

歳入3款1項1目「消防費国庫補助金」500万5千円の減額であります。補助要項改正によるものであります。

次に7ページをご覧ください。歳出2款1項1目「一般管理費」213万3千円の増額であります。人事異動に伴う給料、職員手当、共済費の増額であります。次に歳出5款1項1目「常備消防費」713万8千円の減額であります。人事異動、中途退職に伴う給料、職員手当、共済費の減額であります。

以上が一般会計補正予算でございます。

次に「議案第32号 平成17年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険給付費過年度分精算に伴う返還と基金積立、介護保険法改正に伴う新たな認定システム導入、また介護保険事務所の移転に係る経費などです。補正予算書の10ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,411万円を追加し、予算の総額をそれぞれ98億9,466万7千円とするものであります。内容については事項別明細書により説明をいたします。15ページをご覧ください。

歳入6款1項1目「介護給付費交付金」73万1千円の追加であります。これは16年度給付費確定によります精算交付金でございます。次に、歳入9款1項1目「繰越金」3,337万9千円の増額であります。これは繰越金から補填するもので、平成16年度給付費確定によります国、県の償還分が875万1千円、そして給付財源として準備基金を取り崩した基金に戻す残金が916万4千円です。18年度4月法改正に伴いまして認定システム導入費分が163万3千円、18年の2月実施予定の介護保険事務所移転費分として1,383万1千円です。

次に16ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。

1款1項1目「一般管理費」1,546万4千円の増額です。内容ですが、需用費17万円。これは移転に伴う修繕、印刷製本費等です。委託料の471万6千円は、移転に伴うシステム移設費と認定システムの導入費です。工事請負費は、941万8千円。これは移転に伴うOAフロア、電気工事費等です。備品購入費は、116万円です。これはサーバ購入費等です。次に5款1項1目「介護給付費等準備基金積立金」989万5千円は、支払基金過年度追加交付分が73万1千円。16年度の基金取り崩し残金分が916万4千円です。次に7款1項2目「償還金」875万1千円。これは給付費の過年度分の精算償還金です。

以上、一般会計補正予算並びに介護保険特別会計補正予算を一括しご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。

議員

質疑の通告がありましたので、発言を許します。14番、佐藤文子君。

(佐藤文子君)

はい。それでは32号、介護保険特別会計補正予算と関連しておたずねしたいと思います。補正の内容と若干かけ離れているかもしれませんが、私は来年の4月が保険料の改定の見直しにあたっている年だということから、1点目はこの保険料の問題。そして介護保険法が改正されて、大きく変わった点として新予防給付の創設や地域包括支援センターといったものが創設されたこと。さらにはこれまで老人保険事業とかで取り組まれてきた福祉サービス、介護サービス、そういったものが全部今度は介護保険対応となった、そういうふうなこの3つの、それからもう1つは昨年10月から始まっておりますホテルコスト、食費、これが全額利用者負担となったこと、この問題からお聞きしたいと思っております。

最初に保険料ですけど、これまで市議会の方でもお尋ねしましたところ、先程市長のごあいさつの中にもありましたように、サービス量が増えておりますので、引き上げは、これはどうしても引き上げは避けられないものだと答弁を市議会の中でもいただきました。しかし、現実食費、居住費が全額自己負担になって保険外負担となったこと、また新予防給付の対象とされるこの3割に及ぶ軽度介護者の方々には、ほとんど給付費の削減、介護給付費が削減されるというふうなことが起こって参りましたので、こういった事態を考慮に入れますと、保険料の引き上げというのは行わなくても十分できるのではないかと思うわけであります。そういう意味で、保険料を是非上げないで欲しいと願いますとともに、4月の保険料改定にあたってどういう見通しをもっておられるのか、まずこの1点をお聞きしたいと思います。

2点目は、新予防給付と地域包括支援センターの設立に関連して、2つ目ですけれども、いずれも今まで要介護1とされて介護給付の対象となっていた人、この軽度の介護者を、さらに今度は要支援2と要介護1というふうに分けをして、この要支援1と2の人たちは介護給付の対象からはずれ、新予防給付になるんだというふうなことです。要はその軽度の介護者には介護給付費をなんぼでも減らすといったことがそもそも目的にあるようではありますけれども、いずれこの新予防給付への対応、そしてこの新予防給付を実施する地域包括支援センターというものをこれからやっていかなければならないわけではありますけれども、この地域包括支援センターの体制整備が十分整わなければ、この新予防給付という事業を来年の4月から始めるというふうなことがなかなかできなくなる訳ですので、おおいにこの猶予期間である2年間を活用していただきましたものだと思うわけでありますけれども、質問はこの新予防給付と地域包括支援センターへの対応についてどのようにお考えなのか聞いてみたい。

3点目は、地域支援事業の問題ですけれども、これは先程も言いましたが、老人保健事業あるいは介護予防地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業といったようなこれまで国の補助を伴ってやってきた福祉事業、介護事業なわけではありますけれども、これが介護予防に繋がる部分をすべて介護保険に移行させるというふうなものでもあります。そういった点から国の補助金、委託金を減らすというのが最大の目的だと私は思っておりますけれども、いずれ介護保険事務所の皆さんに付託が、事業が増える、作業が増えるということがはっきりしておりまして本当に大変だと思いますけれども、この介護保険に移行されるこれまでの老人保健事業、介護予防地域支え合い事業とそれぞれの町で市でやってきた経費、費用額というものが介護保険にどのように移行されるものなのか、この3点をお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(橋本五郎君)

答弁を求めます。小松事務局長。

事務局長

(小松啓祐君)

はい。ただ今、佐藤議員からの質問、3点ほどございますが、1点目、平成18年度からの介護保険料についての見通しをお聞かせいただきたいと。2点目は新介護予防事業及び地域包括支援センターの設置について、その対応をどのように考えているか。3点目は老人保健事業の一部が地域支援事業に移行することに伴いまして、その対応についてどの様に考えているかという3点でございますが、介護保険事務所の逸見所長のほうからご答弁申し上げたいと存じますので、よろしくお願いたします。

議長  
介護所長

(橋本五郎君)

答弁を求めます。逸見所長。

(逸見博幸君)

はい。それでは佐藤文子議員のご質問にお答えいたします。

内容が先程の管理者のあいさつと重複いたしますけれども、初めに介護保険料の見直しについてでございます。

介護保険料の算定にあたりましては保険給付額が基礎となります。介護保険制度施行6年目となりますけれども、高齢者数の増加、要介護・要支援者数の増加、サービス基盤の整備による利用数量の増加により、介護給付額は年々伸びている現状でございます。加えまして、適正なサービスの利用、施設整備数量、サービス事業者のモラルや利用者の意識なども給付の量に影響してくるなど、様々な要因が組み合わさりまして保険料の上げ幅が決まってくるものであります。こういった結果、次期保険料基準額の引き上げはどうしても避けられない状況であると考えております。

現在、第3期の介護保険事業計画を策定中でございますけれども、その中では第1号被保険者の負担割合が1%増加して19%になっていると、それから各年度毎の施設整備見込みや制度改正によります新たなサービスの創設、介護予防のための事業に係る費用等を加味した上で、3年間どれくらい給付額が必要なのかとの見込みを推計いたしまして、介護保険料を決定することとしております。

現時点では、18年4月から介護報酬の改定がありますけれども、その額が未定であること、そういった今後様々な要素により変動することを想定しながら試算をしております。先般12月15日開催の介護保険事業計画策定委員会に対しまして、現行の介護保険料2,860円から千円前後の引き上げになる見込みであることをお示しして、これは前段で説明しました理由によりましてやむを得ない上げ幅であることをご理解いただいているところでございます。

なお、この試算額は今現在のものでございまして、策定委員会に示した後も引き続き精査を重ねているところでございます。1月には国から報酬改定額も示される予定でございますので、それらの影響も踏まえまして最終的な保険料基準額をお示したいと考えております。

次に、質問の2点目。地域支援事業と包括支援センター、それから新予防給付のことについてどの様に考えているかということでございますけれども、今回の介護保険法の改正によりまして、平成18年度から新たに「介護予防事業」、それからその介護予防を実施するための「介護予防のマネジメントや総合相談、権利擁護事業等の包括的支援事業」など介護保険の保険者であります市町村を責任主体として実施する地域支援事業が創設されております。

地域包括支援センターというのは、それらの事業実施のための総合的な調整を行う中核機関として位置づけられますけれども、これにつきましては新しい制度でございますので、これまで数回にわたりまして、市、町の担当課長、それから事務担当者の会議を開催いたしまして検討を重ねてまいりました。その結果を介護保険事業計画策定委員会へ先般原案として示しまして、ご協議いただいたところでございます。その内容については、大曲仙北広域市町村圏組合の第3期介護保険事業計画の中に地域支援事業を行うことを位置づけた上で、地域包括支援センターを18年度には各市町1カ所ずつ、大曲仙北広域圏内で合計3カ所設置すること。地域支援事業の具体的な実施方法及び地域包括支援センターの運営は、構成いたします大仙市、仙北市、美郷町がそれぞれの老人保健福祉計画との整合性を図りながら実施していくというものであります。

また、地域包括支援センターという新しいセンターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーを各1名以上配置することとされておりまして、市及び町に対しましては、行政機構形態や事業規模に応じまして適正数の職員が配置されますようお願いしているところでございます。

なお、当地域は広域組合での介護保険運営という形態をとっておりますので、制度上は保険者であります組合が市及び町に対しまして事業計画に基づきました地域支援事業及び地域包括支援センターの運営実施を委託するという形をとることになりま



す。

なお、新予防給付の実施についてでございますけれども、佐藤議員のご心配の通りのことがないようにですね、平成18年度中は地域包括支援センターの設置それから地域支援事業の実施を中心といたしまして、準備期間といたしまして新予防給付の実施を、それらの準備期間を経て19年度から実施したいということで策定委員会の方にも原案をお示しして、了承を得ております。

次に老人保健事業と地域支援事業の関連についてでございます。

平成18年度からはこれまでの健康診査及び健康手帳の交付事業を除きましては、これまで市町村で行われてきました健康教育や健康相談、訪問指導、機能訓練などの老人保健事業の中で、65歳以上の方々を対象とするものについては、介護保険法で定めます新しい新設の地域支援事業の中で、介護予防に資する事業として実施するものとされております。内容といたしましては、高齢者が介護を要する状態になることを予防し、自立を支援するという趣旨に基づきまして、生活機能の低下とかが疑われる方々を特定高齢者という名称と呼びますけれども、特定高齢者ということで把握いたしまして、その方々に対しましては運動機能の向上や栄養改善、さらに閉じこもり予防などの介護予防事業を提供すること。また、すべての高齢者を対象といたしましては、介護予防の普及啓発、地域の介護予防活動を支援する事業などを平成18年度4月から実施することとしております。

現在、市・町毎に保健及び福祉担当部署間で調整を図りながら、これまでの老人保健事業の中の介護予防に資する事業は、新しい地域支援事業のメニューとして実施できますように体制や予算の積算も含めて、現在ご検討いただいているところでございます。

以上でございます。

議 長  
議 員

(橋本五郎君)

14番、佐藤文子君。よろしいでしょうか。

(佐藤文子君)

はい、わかりました。

あと1点だけ。保険料の引き上げの問題、千円と聞いて皆こうざわざわと大変驚いたわけですがけれども、非常に大きく値上がると、最初からあきらめることなく、これからは何とか引き上げない方向での要望を今後も続けて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議 長

(橋本五郎君)

他に質問ございませんか。

(質問なしの声)

ないようであります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第31号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第32号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第33号 平成16年度決算認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。局長。

事務局長

(小松啓祐君)

はい。「議案第33号 平成16年度決算認定について」ご説明申し上げます。

決算の内容につきましては、お手元の資料、「平成16年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績報告」の資料に基づいてご説明いたします。

なお決算における不用額の主な内容の概要等につきましては、皆さんのお手元に参考資料として配付してございます内訳表をあわせながらご覧になっていただきたいと思います。

それでは最初に予算執行の実績報告書の総括表の1ページ目をご覧になっていただきたいと思います。それでは各会計毎に歳入歳出をご説明いたします。

初めに一般会計であります。歳入の収入済み額は、29億1,091万9,458円でございます。予算現額と比較いたしますと187万6,458円の増となっております。歳出であります。支出済み額は、28億8,379万3,202円でございます。予算の執行率は99.1%でございます。不用額、2,524万9,798円でございます。

不用額の主な内容について説明いたします。お手元の参考資料をあわせながらご覧になっていただきたいと思います。不用額の一般会計の2,524万9,798円の内訳でございますが、議会費が26万7,054円でございます。これは費用弁償や食糧費等の減によるものでございます。

次の総務費は306万5,125円でございます。これは消耗品費或いは需用費等の減によるものでございます。また旅費の減もでございます。その他人件費、交際費、役員費等の減によるものでございます。

次の衛生費でございますが、149万8,765円でございます。これは病院群輪番制、斎場関連の事業費でございます。需用費の減、そして病院群輪番制補助金単価の減に伴う減でございます。その他人件費、工事請負費の減によるものでございます。

次の農林水産業費でございます。これはへい獣関連の予算でございます。56万5,999円でございます。これは需用費の減、そして処理円滑化交付金の減でございます。

次の消防費であります。1,516万5,135円でございます。これは中途退職によります人件費の減、そして需用費の減、その他役員費等の減でございます。

次の教育費であります。これは大曲交流センター、角館交流センター関連の事業費でございます。186万9,380円の減でございます。これは電気料等の需用費の減、その他役員費等の減でございます。

あと公債費ですが、146万1,334円。これは一時借入をしなかったことによります減であります。その他予備費等が135万7,006円でございます。

次に特別会計を説明申し上げます。

最初に後三年更生園特別会計でございます。収入済み額が、2億6,486万9,847円で、予算現額と比較いたしますと613万3,847円の増でございます。支出済み額が、2億5,235万6,526円で、予算の執行率は97.5%でございます。637万9,474円の不用額でございますが、その不用額の主なものは、事務費328万8,696円でございます。これは人事異動等による人件費の減、その他旅費、役員費等の節約による減であります。事業費については258万9,687円でございます。これは需用費の減、それと建物耐力度調査委託料の差額も87万数千円出ております。その他役員費、工事請負差額等でございます。その他予備費では50万1,091円でございます。

次に角間川更生園特別会計について説明いたします。歳入は、収入済み額が2億6,419万9,260円で、予算現額と比較では、297万260円の増でございます。支出済み額が2億4,432万7,516円で、予算の執行率は93.5%でございます。不用額が1,690万1,484円でございます。この主な内訳を説明いたします。事務費の方は1,418万4,374円でございます。これは職員2人分の減による人件費の減でございます。その他需用費、役員費等の減も含まれてございます。事業費については67万2,449円でございます。これは需用費の減、その他原材料の減でございます。グループホーム事業費については、33万6,749円でございますが、これは人件費、旅費、需用費等の減によるものでございます。次に地域療育等支援事業費、88万228円でございます。これは需用費等の減、その他人件費、備品購入費等の減でございます。次に放課後生活支援事業費であります。32万6,395円でございます。これは消耗品費或いは需用費、その他人件費等の減によるも

のであります。その他予備費は50万1,289円でございます。

次に救急医療特別会計について説明いたします。歳入、収入済み額は2,396万4,613円で、予算現額との比較では、356万7,613円の増となっております。支出済み額が1,986万1,652円で、予算の執行率は97.4%で、不用額が53万5,348円でございます。不用額の主なものは、消耗品費、備品購入費の減によるものでございます。

次に介護保険特別会計について説明いたします。歳入の方は、収入済み額が99億1,351万5,690円であります。不納欠損額が739万6,381円で、収入未済額が3,019万3,546円で、予算現額との比較では、151万1,310円の減となっております。支出済み額の方は98億1,933万1,176円で、予算の執行率は99%ということでもあります。

不用額9,569万5,824円の主な内訳をご説明いたします。まず総務費の方がありますが、4,469万8,318円でございます。主な内容といたしましては、異動等による人件費の減、消耗品費或いは電気料等の節約による減であります。郵便料、電話料の節約による減でもあります。また合併対応介護保険システム改修事業の変更による委託料の減も1,349万数千円となっております。その他情報通信ネットワーク再構築事業の変更等による工事請負差額の減、ネットワーク再構築事業の変更等による備品購入費の減、その他旅費、借上料等も含まれてございます。そして徴収員の異動による人件費の減も45万ほどあがっております。また臨時職員等の減による人件費の減、376万数千円ほどでしております。あと消耗品費、郵便料、電話料等の節約そういったものによる減、その他旅費、借上料等の減でございます。また新規認定申請件数の減によります主治医意見書作成料の減、そして役務費の減、なお新規認定件数の減による認定調査委託料の減も出ております。以上が総務費でございます。

次に保険給付費の方は2,693万109円となっております。これにつきましては、サービス料が当初見込みより少なかったことによる減でございます。それぞれ居宅介護サービス給付費、サービス計画給付費、施設介護給付費、福祉用具購入費、住宅改修費、審査支払手数料、また高額介護サービス費等が含まれてございます。

民生費につきましては、179万2,580円でございます。これは低所得者対策事業の実績がなかったことによるものでございます。

あと公債費は一時借入をしなかったこと、その他予備費等で2,119万5,484円でございます。

以上、一般会計、各特別会計について説明いたしました。総額で歳入の方は収入済み額が133億7,746万8,868円に対しまして、予算現額との比較では1,303万6,868円の増となっております。支出済み額が132億1,967万722円で、予算の執行率は98.9%でございます。したがって歳入歳出差引額は1億5,779万8,796円となっております。翌年度に繰り越しされるものでございます。

以上、総括表によって平成16年度の一般会計、各特別会計決算認定についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

議員 (田口喜義君) これより質疑に入ります。通告がございました。15番の田口喜義君から。15番。

介護保険について伺いたいと思います。先程議案第31号で佐藤文子議員が質問されましたので、重複しないように質問しますけれども、同じような質問の内容でありました。

冒頭に市長のあいさつに、介護の給付が伸びていて、来年度は引き上げが避けられないというあいさつがありましたし、隣の議員が質問されました来年の介護保険料はどれくらいになるんだというような質問に、来年は千円前後引き上げしなければならない、これは2,860円という月料金が千円引き上げになるということなんですか。ということは、単純に計算しますと3割から4割引き上げになるということなんですよ。そんなに引き上げがされて、本当に住民の方々、介護保険料の納入義務者

の方々、大丈夫なのか。もう一回、本当にそんなに来年度値上げしなければならないのか、もう一度確認をしたいと思います。

次に、監査委員の意見書を見ましたけれども、これも介護保険ですけれども、介護保険料については調定額、そして収入済み額、徴収率、収入未済額が発生している、そして不納欠損額が出ておる。ここで伺いますけれども、そうしますと近隣の組合、徴収率はどのくらいになっておるのか。そして徴収率の向上に一層努力を願いたいという監査意見書がついていますけれども、どのような徴収努力をすることですか。あれは、実態は旧町村なのか、あるいは外でやっているのか、そこら辺を伺いたしたいと思います。

議長 (橋本五郎君)  
答弁を求めます。逸見所長。

介護所長 (逸見博幸君)  
はい。それでは質問にお答えいたします。

まず第1点目の介護保険料額の上げ幅の件でございます。先程佐藤文子議員にご回答申し上げたとおり基準月額、いわゆる段階が現段階では5段階ございますけれども、ちょうど真ん中の平均的な方の一ヶ月当たりの額が千円前後引き上げられるという内容でございますので、1年間にすればかける1.2という、1万2千円一般的な方で引き上げられるというのが現段階の試算でございます。これにつきましては、ご意見がございましたとおり、最大限努力いたしまして給付見込額と報酬の改定によります影響等をぎりぎりまで精査いたしまして、必要な額としてご提示させていただきたいと思っております。これがないと介護保険の財政運営ができないということでございまして、法定上の全体の給付額の、来年度は1.9%をこの第1号保険料でまかなわなければならないというのがこの法律のルールでございますので、その点は現段階の制度としてご了解いただきたいと思います。

それから2点目の不納欠損額に関連しての保険料の収納、徴収についてのご質問でございます。当圏域の方では、圏域が広がるございますので被保険者の数の中を集計いたしますと、滞納保険料はかなりの額に上ってまいります。介護保険制度上、2カ年を経過しますと徴収できないという仕組みでございますので、そういった方々をできるだけ少なくするように15年度から徴収員を2名配置して徴収活動及び未納の方々、或いは納め忘れでないかという方々を訪問いたしまして、直接納付いただく或いは電話等で納付指導、或いは不納欠損額になる直前の方々に対して訪問してですね、滞納の整理に努めております。おかげさまで当圏域の平成16年度の現年保険料分は98.69%でございます。滞納保険料分につきましては、27.94%という結果が出ておりまして、現年保険料と滞納保険料は両方合わせまして97.44%という収納率となっております。なお参考でございますけれども、秋田県の収納率と比較いたしますと、秋田県は現年度保険料で98.66%、滞納保険料になりますと14.5%というふうに、当圏域の半分くらいしか秋田県の平均は滞納保険料の収納状況は達していないという状況でありまして、これにつきましては徴収員を配置していることにつきまして非常に効果があるものと、私共自身も了解しております。以上でございます。

議員 (田口喜義君)  
はい、15番。

議長 (橋本五郎君)  
はい、15番。

議員 (田口喜義君)  
そうしますと徴収に関しましては督促或いは催告をしているのか。またいわばその前に徴収員の前に督促状とか催告状とかを出すことですね。その時に延滞金というのはどうなっているのか、それをちょっとお願いします。

議長 (橋本五郎君)  
はい、答弁を求めます。逸見事務所長。

介護所長 (逸見博幸君)  
はい。督促処理につきましては税法上の、に準じた事務手順を踏んでおりまして、

納期限が過ぎましてから対象者に対して督促状を発送しております。郵送において発送しております。そこから起算いたしまして、2カ年経過して未納の者に対しては不納欠損という状況になるわけですが、その間1年、1年半、それぞれ滞納期間が経過いたしますと介護保険法上ではペナルティがそれぞれございます。詳しい説明は今日は省かせていただきますけれども、介護保険を利用する際のペナルティが発生しますので、そういった1年或いは1年半の期間を迎える直前に通知等で被保険者の方々に連絡して、かつ徴収員が訪問或いは担当者が電話で確認の上徴収或いは納付、そういったことを奨励しているところでございます。よろしいでしょうか。

延滞金につきましては、従来の構成町村の取扱いに準じまして定めておりますけれども、保険料の納入の方に充ててもらおうという観点から、特別な場合を除いては徴収しないことの一部規程を設けておりますので、保険料を優先して頂いておるところでございます。ただし督促手数料については頂いております。以上です。

議長 (橋本五郎君)

はい、15番。

議員 (田口喜義君)

そうすると、その手数料というのは諸収入には入らないということですか。

議長 (橋本五郎君)

逸見所長。

介護所長 (逸見博幸君)

はい。督促手数料については手数料条例で定めておりますので、手数料収入として収入されております。

議員 (田口喜義君)

これには諸収入「0」になっておりますけれども。

議長 (橋本五郎君)

事務所長。

介護所長 (逸見博幸君)

はい。歳入歳出決算書並びに附属書の47ページをご覧頂きたいと思います。47ページの1款、歳入の「使用料及び手数料」、総務手数料の督促手数料というのがございますが、調定額、収入済み額、35万2,700円というのが議員のご質問にあった督促手数料の収入でございます。

議員 (田口喜義君)

44ページは記載しなくていい？

議長 (橋本五郎君)

はい、逸見事務所長。

介護所長 (逸見博幸君)

最初の私の説明の仕方が間違っておりますので、訂正してもう一度返答申し上げます。督促手数料につきましては、介護保険特別会計の歳入「使用料及び手数料」の部分で歳入処理されておりますので、訂正して改めてご説明させていただきます。

ただ今の回答でご理解いただけましたでしょうか。以上でございます。

議長 (橋本五郎君)

他にございませんでしょうか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。あ、14番。佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい。これまた通告なしで申し訳ありませんが、ひとつ言いにくい件なのでご容赦頂きたいと思うんですけれども。一般会計の議会費に盛り込まれております需用費、その中の食糧費なんですけれども、この件で、この金額が30数万という食糧費を使っているようなんですけど、議会で使う食糧費とは、35万とは一体どの様な内容に使っていたのかというふうなことで、他の常備消防等たくさん使っておられるところでも見ましてもさしたる金額ではないわけでありまして、もしかしてこの議会費における食糧費というものの内容を改められるのではないかと、そういう立場から改めるべきものは改めるほうがいいのではないかと提案したいと思っております。食糧費という問

題に対する圏民、市民の目というものを、しっかり我々認識した対応が必要ではないかと思うわけです。

議長 (橋本五郎君)  
答弁を求めます。局長。

事務局長 (小松啓祐君)  
はい。議会費の食糧費の件でございますが、予算執行の内容につきましては当広域年2回の定例会がございまして、12月そして2月定例の2回ございますが、議員並びに職員の合同の懇親会等に予算を執行してございますが、16年度の反省を踏まえまして、今回の定例会からは職員はもちろん会費制でございますが、18年の第1回定例会からは議員の先生方からも会費制ということで対応して参りたいと考えてございます。以上でございますが、よろしく。

議長 (橋本五郎君)  
はい、14番。

議員 (佐藤文子君)  
今日この後も懇親会をやるわけですけれども、まあせっかくだから、今日から改めるべきことは改めるというふうな、議員の皆さんの自覚の元に改正されたいかがでしょうか。

議長 (橋本五郎君)  
はい、局長。

事務局長 (小松啓祐君)  
はい。今の件については、検討させていただきます。

議長 (橋本五郎君)  
他にありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第33号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

以上をもって、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成17年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。本当に長時間、どうもご苦勞様でございました。